

平成18年4月から段階的に 障害保健福祉制度が大きく変わります

(自立支援医療・障害者の福祉サービス)

障害者の方が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、障害者の自立支援を目的とした新しい法律「障害者自立支援法」が平成18年4月1日から段階的に施行されます。

どのように変わるの？

- 障害種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、共通の福祉制度として一元化され、これまで支援費制度の対象外だった精神障害者の方も、共通の制度のもとでサービスを受けられます。
- これまで居宅・施設に大別されていたサービスが【自立支援給付】(「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」等)と【地域生活支援事業】(相談支援、コミュニケーション支援等)に、機能に応じて再編されます。
- 障害者の方がもっと企業などで働く社会を実現するため、就労に関する支援を強化します。
- 支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続や共通基準を設け、市町村審査会を設置し意見を求めるなど「障害程度区分」による支給決定までの流れの透明化を図ります。
- 利用者負担のしくみが、これまでの所得に応じた「応能負担」から、原則、利用するサービスの量に応じた「定率負担」に変わります。

いつから変わるの？

利用者負担の見直し…平成18年4月1日から

サービス体系の変更…平成18年10月1日から(ただし、施設は平成24年3月までの間で順次移行します)

4月からの利用者負担見直しの対象となる医療やサービスは？

1. 自立支援医療…公費負担医療制度のうち精神障害者通院医療・更生医療・育成医療
2. 障害福祉サービス…施設(通所・入所)サービスまたは居宅サービス
(ホームヘルプサービス・デイサービス・短期入所・グループホーム)

医療制度や福祉サービスを受けるためには？

利用者負担見直しの対象となる公費負担医療制度や障害福祉サービスを現在利用し、平成18年4月以降も、引き続き利用される方は、手續が必要となります。

利用者負担について(自立支援医療)

更生医療・育成医療・精神通院医療について、必要な医療を安定的に確保するため定率1割負担に見直し、また入院時の食事標準負担額も自己負担となります。なお、対象となる疾病の範囲は従来どおりです。

(医療費の1割(定率負担) …所得段階に応じて月額上限額が設定されます。
入院時(更生医療・育成医療)の食費(標準負担額))

- 負担については、次のような軽減措置があります。
 - ・受診する方の世帯所得に応じて、所得段階ごとに負担していただく月額上限が設定されます。
※世帯の範囲は同一医療保険単位になります。
 - ・所得の低い方(市町村民税非課税世帯)以外の方についても、重度の疾病などで継続的に医療が必要な場合には、別途負担していただく月額上限が設定されます。
 - ・育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、激変緩和の経過措置が設定されます。

利用者負担について(福祉サービス)

福祉サービス利用者の方が急速に増えている中で、制度を将来にわたり維持していくために、障害のある方も含め、みんなで支え合うしくみに見直しされます。

(福祉サービス費用の1割(定率負担) …所得段階に応じて月額上限額が設定されます。
食費・光熱水費(実費負担))

- 負担については、次のような軽減措置があります。
 - ・利用者本人が属する世帯の所得に応じて、所得段階ごとに負担していただく月額上限が設定されます。
※世帯の範囲は、原則、住民基本台帳(住民票)上の世帯になります。ただし、税制上世帯主などの扶養控除の対象とならず、かつ健康保険の被扶養者となっていない場合には、特例的に障害者とその配偶者を別世帯とみなすことができます。
 - ・障害年金以外に収入や一定の資産のない方には、さらに配慮措置があります。
 - ・食費、光熱水費についても、所得の低い方(市町村民税非課税世帯)は軽減されます。

問合せ 健康福祉課 ☎029-240-6550